



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 5 5 号

令和6年(2024年)8月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について ( " )	3
○燃やすごみ等の収集手数料の徴収事務の委託 について (ごみ減量推進課)	3

● 公 告	
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4
● 選挙管理委員会告示	
○選挙人名簿の登録を行う日について (選挙管理委員会)	4
● 監査公表	
○監査公表(第11・12号) (監査事務局)	4
● 農業委員会告示	
○令和6年第8回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	6

## 告 示

### ●金沢市告示第234号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和6年8月21日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
  - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
  - 金沢市営表参道自転車駐車場
  - 金沢市営十間町自転車駐車場
  - 金沢市営片町広場自転車駐車場
  - 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
  - 金沢市営武蔵自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
  - 金沢市営竪町自転車駐車場
  - 金沢市営此花町自転車駐車場

金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数  
自転車 78台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
令和6年7月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市二口町ニ24番地5  
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所  
日時 令和6年8月22日から同年11月21日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第235号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年8月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
片町2丁目地内	自 転 車	2 台
弥生1丁目地内	自 転 車	1 台
木越町地内	自 転 車	1 台
神谷内町地内	自 転 車	1 台
木倉町地内	自 転 車	1 台
主計町地内	自 転 車	1 台
畝田西2丁目地内	自 転 車	1 台
長町1丁目地内	自 転 車	1 台
疋田1丁目地内	自 転 車	2 台
福久東1丁目地内	自 転 車	1 台
末町地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
令和6年7月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
令和6年8月22日から令和7年2月21日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年8月21日

金沢市長 村 山 卓

1 名称

高柳町町会

2 規約に定める目的

本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

高柳町のうち、以下の地番を除く区域。

字	地番
2	35番1、35番3、35番5から35番8まで及び35番10から35番15まで
4	66番1から74番3まで
5	1番1、24番2、24番10、24番11、24番15から24番17まで及び24番20から24番25まで
8	63番から93番まで
9	1番1、1番11、1番16、1番17、1番20、1番21、1番24、1番31及び2番2
10	1番12、1番13、1番15、101番5、106番1及び106番2
12	全域
13	1番1、1番14、1番18から1番34まで、1番36から1番67まで、1番71から1番75まで、1番77及び1番78

4 主たる事務所

高柳町町会の会計宅

5 代表者の氏名及び住所

安井 淳  
金沢市高柳町チ105番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

令和6年8月21日

●金沢市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年8月21日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
四十万北新町会	代表者の氏名及び住所	谷内 晴一 金沢市四十万町北イ 209 番地 2	飛永 幹夫 金沢市四十万町北イ 269 番地	令和6年 4月7日

●金沢市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和6年8月21日

金沢市長 村 山 卓

## 1 指定公金事務取扱者の名称、住所、指定をした日及び委託をした日

名 称	住 所	指定をした日	委託をした日
勝二 和宏	石川県羽咋郡宝達志水町紺屋町126番1	令和6年6月14日	令和6年7月23日

## 2 委託した公金事務に係る歳入

燃やすごみ等収集手数料

## 3 委託した期間

令和6年7月23日から令和7年3月31日まで

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します

令和6年8月21日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類	位置及び区域
金沢市新保本2丁目42番1及び42番3から42番6まで	富山県射水市西高木1184番地 オダケホーム株式会社 代表取締役 小竹 秀子	道路	金沢市新保本2丁目42番1

## 選挙管理委員会告示

## ●金沢市選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示します。

令和6年8月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

選挙人名簿の登録を行う日 令和6年9月2日

## 監 査 公 表

## ●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和6年8月21日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩  
金沢市監査委員 中 村 哲 郎  
金沢市監査委員 高 誠  
金沢市監査委員 源 野 和 清

## 第1 監査の概要

## 1 監査の対象箇所

番号	課 名	監査対象箇所	番号	課 名	監査対象箇所
1	企 画 調 整 課	谷口吉郎・吉生記念金沢建築館	20	保 育 幼 稚 園 課	矢木保育所
2	文 化 政 策 課	金沢歌劇座	21	”	八田保育所
3	”	中村記念美術館	22	”	双葉保育所
4	”	金沢くらしの博物館	23	教 育 総 務 課 学 校 指 導 課	泉小学校
5	”	金沢文芸館	24	”	泉野小学校
6	”	老舗記念館	25	”	犀桜小学校
7	ス ポ ー ツ 振 興 課	中央市民体育館	26	”	諸江町小学校
8	”	森本市民体育館	27	”	夕日寺小学校
9	”	浅野川市民体育館	28	”	花園小学校
10	”	西部市民体育会館・西部プール	29	”	長坂台小学校
11	”	西部市民憩いの家	30	”	西南部小学校
12	”	戸室スポーツ広場	31	”	米泉小学校
13	産 業 政 策 課	金沢未来のまち創造館	32	”	四十万小学校
14	市 民 協 働 推 進 課	近江町交流プラザ	33	”	西小学校
15	市 民 課	金石市民センター	34	”	泉中学校
16	”	安原市民センター	35	”	浅野川中学校
17	”	浅川市民センター	36	”	高尾台中学校
18	市 民 課 生 活 衛 生 室	内川墓地公園	37	生 涯 学 習 課	中央公民館彦三館
19	福 祉 政 策 課	十一屋生きがい交流館			

## 2 監査の期間

令和6年4月15日から同年8月5日まで

## 3 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、高誠、源野和清、前誠一

なお、前誠一は令和6年6月21日に退任し、代わって同月25日に高誠が就任した。

## 4 監査の対象範囲

令和5年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和6年度及び令和4年度以前の年度の事務を含む。）

## 5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

## 6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産及び物品の管理並びに公金等の取扱いが適正に行われているかを主眼とし、公有財産や物品に当たっては管理の妥当性や経済性等の観点にも留意した。

## 7 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

## 第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

- (1) 消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
文化政策課	金沢歌劇座
教育総務課	花園小学校、長坂台小学校

- (2) 消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
文化政策課	金沢歌劇座
市民協働推進課	近江町交流プラザ
教育総務課	花園小学校

●金沢市監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年8月21日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩  
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎  
 金沢市監査委員 高 誠  
 金沢市監査委員 源 野 和 清

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月23日  
 (2) 措置を講じた局等 総務局税務課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日(平成29年監査公表第8号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(100ページ) 納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、ペイジーやクレジットカードによる納付が可能となるよう検討を進める必要がある。	令和5年4月より、本市を含む全ての地方公共団体が共同で運用する地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」内の地方税共通納税システムにおいて、地方税の納付方法や対象税目が拡大し、ペイジーやクレジットカード決済などによる納付が可能となった。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により令和6年第8回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年8月21日

金沢市農業委員会  
 会長 井 口 栄 市

1 日時

令和6年8月28日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (9) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

令和6年(2024年)8月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄